

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

2011 新春号

2011年 1月発行 第61号



## ご挨拶

明けましておめでとうございます。

明るい展望がなかなか見えてこない日本経済ではありますが、グローバルな厳しい競争のなかで生き残っていくためには、コア基盤を強固にするとともに新たな展開に挑戦してゆくことが求められる年のように存じます。

私どもも、多様化し複雑化する法的規制について常に最新の情報を修得し、皆様方の事業活動のなかで発生する法律問題については如何なるものでも迅速・的確に対応できるよう努めて参りますので、今年も何卒よろしくご交誼、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、この度、当事務所に勤務しておりました山田威一郎弁護士・弁理士が独立し、下記のとおり、2名の弁理士とパートナーシップのレクシア特許法律事務所を開いたしました。これまで同弁護士・弁理士に賜りましたご高配に感謝申し上げますとともに、倍旧のご鞭撻のほどお願い申し上げます。

また、この度、大槻幸弘弁護士、大平修司弁護士、鍛冶雄一弁護士、下西祥平弁護士の4名の弁護士を事務所に迎えました。同君らは、いずれも昨年末に司法研修所を修了した新進気鋭の青年弁理士であります。4名の各々の抱負は3頁以下にご挨拶として掲載しております。何卒私ども同様、ご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

## 独立のご挨拶

謹啓

新春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、平成19年12月より、当事務所にて執務して参りましたが、この度、所長ほか諸先生方のご快諾をいただき、独立をさせていただくことになりました。

皆さま方には、在職中、多大なるご厚情を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

独立後は当事務所で3年間、諸先生方から学ばせていただいた経験、知識とこれまでの弁理士としての実務経験を活かし、知的財産法分野を中心にした業務をして参る予定です。幸い特許を専門とする2名の弁理士(機械分野の弁理士と化学・バイオ分野の弁理士です)にも設立メンバーとして加わってもらうことになりましたので、知財専門事務所としては他の事務所に負けない態勢をとることができたものと自負しております。

まだまだ未熟な身ですが、クライアントの皆さまのお役に立てるよう日々精進して参りたいと思います。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

謹白

平成23年1月吉日

大阪市北区中之島6丁目2番40号中之島インテス21階  
TEL 06-6448-7777 FAX 06-6448-7766  
レクシア特許法律事務所 代表パートナー  
弁護士・弁理士 山田 威一郎

# 謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました  
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。  
よろしくお願い致します。

## 弁護士 岩城 本臣

昨年は、2010年代は過去にとらわれることなく“チェンジ”して新しいシステムを作る時代だと書きました。日本が目指すべきは、成熟した国内ではなく成長するアジアのようです。私どもの事務所も、社会の変化・ニーズに遅れないように心掛けます。

## 弁護士 森 真二

昨年は、機密情報の漏えいがマスコミを賑わせました。情報の管理のあり方を問われていますが、機械で管理する限り必ず漏えいは起こりうるといふことでしょう。むしろ昔のように紙媒体によるほうが優れた管理であるともいえるのかもしれませんが。情報管理のあり方を抜本的に見直す必要があるのでしょうか。この1年内部統制にも注力したいと思っています。

## 弁護士 村野 譲二

企業は非正規雇用枠を使って比較的順調に雇用調整を進めています。その中で、突然企業外組合から加入通知と団交申入書が送られてくる案件が多発しています。労使紛争は経営にとって大きなロスとなります。労使紛争を未然に防止するためのアドバイスに努めたいと思います。

## 弁護士 加藤 幸江

歳月を重ねてきて今の私があります。知識と経験を駆使してご相談に向かい合う以上は、自分が持つカードを豊富にすることが重要と感じています。  
今年も新しいことに挑戦して脳のしわを増やします!

## 弁護士 安保 智勇

昨年は東京事務所の日比谷への移転、Globalw加盟による新たなネットワークの拡大と新しいことの多い年でした。本年は、昨年度始めたことを大きく開花させるとともに、新たなことへのチャレンジ精神も忘れないようにがんばりたいと思います。ご支援をお願いします。

## 弁護士 中光 弘

本年は、昨年以上に質の高いリーガルサービスをご提供できるよう努めて参ります。皆様には迅速さをアピールしたいと考えておりますが、事実関係の分析、諸々のリスクの分析は丹念に行って参りたいと考えております。本年もどうぞよろしくお願い致します。

## 弁護士 中務 正裕

昨年は、米国の金融機関や投資会社を視察する機会を得ました。金融危機の傷跡は残るものの、ダイナミックな動きには復活の兆しが感じられました。国内でも積極的なM&Aが増えてきた感があります。そろそろトンネルを抜けてきた気もします。今年も、皆様のより一層の発展を祈念し、そのお手伝いができれば幸いです。

## 弁護士 中務 尚子

案件の一つ一つに地道に取り組んでいくことで必ずや道が開けます。どのような案件にもその案件の本質による筋がありますので、これらを的確におさえて最も望ましい解決にもっていきことを心がけております。どうぞよろしくお願い致します。

## 弁護士 村上 創

昨年以降、世界情勢、経済状況、司法界への信頼、まだまだ厳しい現況ですが、こうしたときこそ、「上を向いて歩こう」ということで、さらに、今年の干支ではありませんが、難局を「ピョン」と身軽に飛び越えることができるように、皆様のご依頼にお応えする所存です。本年もよろしくお願い致します。

## 弁護士 小林 章博

2011年、京都事務所では、様々な企業の法務担当者が定期的に集まる勉強会をスタートいたします。実務に関わる方々が互いに研鑽することによって、単なる法律知識の吸収ではなく、実務での「法律の活用力」を磨けるような勉強会に育てて行きたいと考えています。ご期待ください。

## 弁護士 錦野 裕宗

弁護士となって13年目の年です。ご依頼の1件1件に全力で取り組み、それぞれの事実関係と真剣に向き合い、皆様の一つでも新しい視点をご提供することを目的とし、その中で得られる経験、知見、感動に喜びを感じることを忘れず、業務に邁進いたします。

## 弁護士 鈴木 秋夫

去年の米国の中間選挙の結果を見て、寄せられる期待に応え続けていくことの必要性を改めて感じました。弁護士になって早くも10年が過ぎましたが、クライアントの皆様からの期待にしっかりと応え続けるべく、今年も迅速かつ丁寧な事件処理を心掛けていきたいと思ひます。

## 弁護士 藤井 康弘

留学から帰国後、京都事務所に常駐しております。今や企業の規模、所在する地域にかかわらず、国際的な取引が欠かせない時代となっています。京都事務所では、国内業務に加え、渉外業務も拡充し、身近な渉外法律事務所を目指して頑張る所存ですので、何卒宜しくお願いいたします。

## 弁護士 國吉 雅男

今シーズン、フィギュアスケートの浅田真央選手は思うようにジャンプが跳べず、もがき苦しんでいるように見えます。しかし、このような苦難は、自らのジャンプを取り戻したいという浅田選手の強い意欲の現れであり、挑戦する姿勢に敬意を表します。本年、私も決意を新たに日々挑戦していきます。

## 弁護士 瀧川 佳昌

毎年、一人でも多くのクライアントにリピーターになっていただけることを目標にしております。顧客満足度を最優先にして、本年も高質なリーガルサービスを提供できるよう精進して参りますのでよろしくお願い申し上げます。

## 弁護士 堀 貴博

弁護士職経験により弁護士となって2回目の新年を迎えました。弁護士として、一番嬉しいことは依頼者の方から感謝されることです。本年、弁護士として活動できるのは3月末までですが、最後まで依頼者の方から感謝されるように頑張ります。本年もどうぞよろしくお願い致します。

## 弁護士 衛藤 祐樹

本年のテーマは「情熱」です。なぜ、自分は弁護士を志したのか? 本年は、初心に戻って熱い気持ちで、情熱をもって仕事に取り組んでいく所存です。また、ご依頼いただく事件を解決することで、依頼者の皆様が、前向きに情熱をもって生きていくためのお役に立てたらと思ひています。

## 弁護士 金澤 浩志

東京事務所の打合せ室からは、眼下に日比谷公園が見え、木々の色づきや歩く人の様子で四季の移ろいが感じられます。困難な案件に対処する中で、ふと一息付かせてくれる風景です。クライアントの皆様も是非事務所にお越しいただき、打合せの合間に眺めていただければ幸いです。



## 弁護士 中野 清登

我々の業界では、法律の改正や新たな判例などの新しい情報が絶え間なく生じており、これらを日々吸収することが求められます。これを苦痛と捉えるか、自己研鑽の機会と捉えるか。私は自己研鑽の機会と捉え、今年も努力していきたいと思ひます。

## 弁護士 吉田 伸哉

昨年はユーラシア大陸両端でアジアの虎、ケルトの虎に揺れた1年でした。  
国内でもまだまだ厳しい情勢が続きますが、兎の跳躍の如く、皆様方にとって飛躍の年となりますよう祈念すると共に、的確かつ迅速な法的サービスの提供を行いサポートさせていただきます。

## 弁護士 田口 健司

弁護士登録から早くも4年が経過し、5年目を迎えることとなりました。  
今年も依頼者の皆様に満足していただける仕事ができるよう、日々精進していきたいと思ひますので、何事もお気軽に相談いただければと思ひます。

## 弁護士 平山 浩一郎

「紛争解決のために、最善の手段を尽くすことができるか。」案件に触れる度に、自問自答するとともに、事案の本質を見抜く力の重要性を考えさせられます。本年も、事案の本質を的確に捉える努力を怠らず、依頼者の皆様から、平山弁護士に依頼して良い解決ができたといっただけのよう、日々の業務に努めていきたいと思ひます。

## 弁護士 古川 純平

昨年は、ホッと一息ついている間もなく、アツという間に日々が過ぎていったような気がします。おかげ様で様々な経験がすることができましたが、余裕がない場面が散見された点が反省点です。今年は何事にも少し余裕を持って日々を過ごすことが目標です。

## 弁護士 松本 久美子

弁護士になって4回目の新年を迎えました。あつという間に月日が流れていることを実感いたします。今年も1日、1日を大切に、皆様にご満足頂ける法的サービスを提供できるよう努力して参る所存ですので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 弁護士 稲田 行祐

昨年を振り返ってみると、私が皆様に有益なアドバイスをした回数よりも、皆様から有益なアドバイスや実務の取扱い等をご教示頂いた回数の方がはるかに多い気がします。プロとしては恥ずかしいことですが、今年は昨年よりも(少しは)成長した姿をお見せできるよう頑張りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

## 弁護士 柿平 宏明

昨年は自分にとって仕事もプライベートも変化の多い年でした。良いことも悪いことも、何もないよりは何かある方がやりがいがあります。今年も何かあるのか楽しみにしながら、全力で頑張っていきます。  
願わくば、皆様にも私にも良い変化が訪れますように。

## 弁護士 赤崎 雄作

今年も弁護士になって3年目となります。弁護士として自らの方向性を見極める時期に来ていると感じております。他方面にアンテナを張りつつも、基本に忠実に個別の案件に取り組んでまいりたいと考えております。今年もよろしくお願い致します。

## 弁護士 角野 佑子

昨年は業務分野の拡大を目標にし、充実した1年でした。今年それぞれの分野にさらに磨きをかける1年にしたいと考えております。皆様のニーズに的確かつ迅速にお応えできるよう今年も精進してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

## 弁護士 太田 浩之

弁護士が人のために出来ることの幅広さと意味深さに驚く一年でした。  
今年、自分の幅をその幅まで広げるべく、幅広い事案に触れ、知識を深め、感覚及び感性を磨き、皆様の全てのニーズに対応できる基盤を築いて参ります。また、職責の重さを噛みしめながら、プライドをもって取り組んで参ります。

## 弁護士 中村 健三

弁護士となって1年間、無我夢中で走り続け、一件ずつ解決に近づくと、弁護士の仕事のやり甲斐を感じる事ができました。弁護士2年目となる今年、理想の弁護士像や身につけるべきスキルをより明確に意識して、弁護士としての基礎固めを続けたいと考えております。

## 弁護士 川口 富男

何事も法に従って律するという「法の支配」の原理は、坂本龍馬が命を賭けて実現を目指した原理の第一で、民主主義の根本です。我が国では現在、政治の世界を除いてかなり浸透しているとは思いますが、不十分です。その普遍化に微力を捧げたいと思ひます。

## 弁護士 岡村 亘

明けましておめでとうございます。  
今年も皆様にとって良い年でありますようお祈り申し上げます。

## 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Our clients will find much comfort in the fact that in 2010 we expanded our global reach and flexibility to serve them. Yet, we must continue working very hard to maintain the trust of our clients, all of whom I wish a Happy and Successful New Year!

## 外国法研究員(中国律師) 顧 曉

昨年の9月上海での執務を開始して以来、リーマンショックを乗り越えての急速な景気回復とホットマネーの流入、不動産価格、CPIの上昇と政府の引き締め策、万博の開催と息をつく暇も無い1年有余があつという間に過ぎました。来年は上海で執務している強みを生かし情報収集に努め、より現地化した優れたリーガルサービスが提供できるよう努力したいと存じます。

## 法務部長 寺本 栄

本年は、ここ数年来失われつつある、日本の本来の元気が回復されることを願っています。  
私は、事務局として、ベテランの部類ですが、それに慢心することなく、仕事一般の基本に立ち返って、迅速、確実、かつ高品質な仕事ができるよう心がけていきたいと思ひています。

## 法務部長 角口 猛

ここ数年、重要法令の改正や新法の制定が相次いでおります。今後ともこうした法改正等にすばやく対処し、皆様のご依頼に対応できるよう誠心誠意職務に取り組んでいきたいと考えております。何事もお気軽に相談いただければ幸いです。

## 法務部長 野草 弘嗣

昨年は、業務に追われながらも、充実した毎日を過ごすことができました。  
初心を忘れることなく、何事にも、チャレンジ精神をもって取り組み全力を尽くして職責を果たす所存でございますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 新入所弁護士ご挨拶



弁護士  
大槻 幸弘  
(おおつき・ゆきひろ)

〈出身大学〉  
京都大学農学部  
同志社大学法科大学院

〈経歴〉  
2010年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新63期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

この度、司法修習を終え、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

弁護士大増員時代のただ中にある現在においては、弁護士は幅広い法律知識だけでなく、専門分野における深い知識・経験をもっていることがより強く求められていると思います。私は大学時代に生命科学の分野の研究に携わった経験がありますが、その事にはこだわらず、まずはあらゆる種類の仕事に取り組んで、自分がどの分野におけるプロフェッショナルとなるのかを判断していきたいと思っております。

幅広い法律知識と深い専門知識を獲得するためには、日々広くアンテナを張って情報を収集し、また勉強会等に参加して知識を深めることも当然大切ですが、ひとつひとつの事案に懸命に取り組むことも大切ではないかと思っています。目の前の個々の案件について、依頼者の利益を最大にするためにはどうすれば良いかを必死に考え、全力で動き、懸命に努力することが、結果として弁護士にとって必要な知識・経験獲得のひとつの近道になるのではないかと考えています。なるべく多くの事案について最大限の努力を傾け、依頼者に満足していただくとともに、事案を通じて依頼者に育てていただくという気持ちをもって仕事に臨んでいく所存であります。

弁護士の業務は依頼者の重大な利害に直結する非常に責任の重いものでありますが、その分、依頼者の利益の実現を通して社会に貢献できる非常に魅力的なものでもあるため、弁護士として働き始めるにあたり、期待に心が躍る思いがしております。

まだまだ未熟な身ではございますが、経験豊富な先輩方からできる限り多くのことを学び、一日も早く依頼者から信頼されそのニーズに応えられる弁護士になることのできるよう、誠心誠意努力していく所存であります。どうぞ皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士  
大平 修司  
(おおひら・しゅうじ)

〈出身大学〉  
大阪市立大学法学部  
大阪大学法科大学院

〈経歴〉  
2010年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新63期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

はじめまして。この度、司法修習を終え、弁護士として当事務所に勤務することになりました、大平修司と申します。

司法修習は、約一年間と短い間でしたが、その間に、法廷内外で多くの弁護士の活動を見させて頂きました。そこで感じたのは、周囲から素晴らしいと言われている弁護士は、必ず法律に関する学問的知識が豊富であるということです。それらの先生方が、実務をこなす上では必ずしも必要ではないのではないと思われるような、学問的色彩の強い知識までも有しておられるのを見て、その勤勉さに尊敬の念を覚えずにはいられませんでした。激務の中にあっては、学問的な勉強に励むことが難しいということもあるかもしれません。しかし私は、多くの依頼者の方々のニーズに応えるためにも、学問的知識についても研鑽を怠らない弁護士でありたいと思っております。

もう一つ感じたのは、様々な経験を積むことの大切さです。多くの人生経験を積んできたであろうベテラン弁護士の言葉には、理屈抜きの説得力がありました。私も、依頼者の利益のためにも、公私を問わず幅広い分野において様々な経験を積み、周囲から尊敬されるような人格を備えた弁護士になりたいと思います。

現在、弁護士が大幅に増員され競争が激化する中で、専門化が進むなど、弁護士を取り巻く環境が大きく変化しております。しかし、どのような環境にあっても、依頼者に寄り添い、依頼者の権利を実現すること、そのために勉強に励み、経験を積み重ねていくことは弁護士の本質であり、変わらないものであると思います。私も一弁護士として、依頼者の信頼を得て、そのニーズに応えるためにも、一つ一つの事件に全力で取り組みつつ、自己研鑽を重ねることに努力を惜しまない所存です。

豊富な知識・経験を有する先輩方が多くいらっしゃる当事務所で弁護士としてのスタートを切ることができ、本当に喜ばしく感じております。右も左も分からない若輩者ですが、全力を尽くして参りますので、ご指導・御鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。



弁護士  
鍛冶 雄一  
(かじ・ゆういち)

〈出身大学〉  
同志社大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2010年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新63期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

皆様、はじめまして。平成22年12月に1年間の司法修習を終了し、この度、当事務所の一員となりました鍛冶雄一と申します。

社会構造が複雑化している現代では、日常生活や平時の仕事においても、様々な法的問題が横たわり、これらの問題が気付かぬうちに紛争に発展することも決して珍しいことではありません。また、法治国家化が進んだ日本では、一年間の法令制定数は相当数に及び、規制緩和が進む一方で、新たなルール作りも進められるなど、法的問題それ自体が刻一刻と変化しつつあります。これらのことは、私自身が、一年間の司法修習において、様々な案件に触れ、不安を抱えた依頼者・関係者の方々にお会いする中で、実感したことでありました。

このような日々発生・変化する法的問題や紛争に対して、迅速かつ適切に対応するためには、法律知識はもちろん、深い経験と関連分野にわたる広い見識が必要不可欠となります。加えて、価値が多様化する現代においては、高度な専門性、多様なニーズを的確に把握する能力、急激な環境変化にも対応できる柔軟な思考力など様々な能力が求められております。

これらの要請を始めとして、現代の弁護士に対する社会の期待は多種多様であり、その職責の重大さに、身の引き締まる思いが致します。しかし、そのような職責の下、依頼者・関係者の皆様に紛争の解決・予防を通じて貢献できる点に、弁護士としての大きな存在意義があると考えて、この世界に飛び込んで参りました。そのような、紛争の解決・予防を通じて皆様に「安心」を提供したい、との初心を忘れることなく、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、経験豊富な当事務所の諸先輩方の指導の下、たゆまぬ努力を続け、日々成長していきたいと考えております。

まだまだ至らぬところの多い未熟者ではありますが、一日も早く皆様からの信頼を得られるよう、一つ一つの事件に、誠心誠意、全力を尽くし、皆様に「安心」を提供できるよう日々精進していく所存ですので、なにとぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士  
下西 祥平  
(しもにし・しょうへい)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
神戸大学法科大学院

〈経歴〉  
2010年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新63期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

このたび、弁護士法人中央総合法律事務所の一員として新たに執務をさせていただくことになりました、下西祥平と申します。これまで諸先輩方の背中を見ているだけだった自分が、その方々と同じ世界で一緒に執務をさせていただくことになり、もちろん不安や緊張もありますが、今は新しい門出に胸の昂りを抑えることができません。このように依頼者の方々のために仕事ができる立場に立つことができたことに本当に幸せを感じております。

私はまだまだ若輩者ではありますが、胸にバッチを掲げて仕事をする限りは、プロの一員としての自覚と責任を胸に深く刻みつけておくつもりです。私の高校の時の英語の先生は、私に「profession」の語源は、「pro(前に)fess(述べる)」だと教えてくださりました。私も、常に前向きに、誰に対しても責任を持って自分の言葉を発信できる真の「profession」になり、依頼者の方々に心から頼っていただける存在に成長していきたいと思っております。

そして、私がかもう一つ心がけておきたいのは、依頼者の方々の新しいニーズに即座に対応できる「適応力」です。そのためにも、常に直向きに最新の法令、判例及び各種通達等の研鑽を積み重ね、さらには、法律だけではなく、広く政治、経済、そして国際分野等へも関心を寄せ、また市民の日常生活の変化にも気を配れるように、広いアンテナを張り巡らせておくつもりです。特に、私は、現在日本の最大のパートナーの一つである中国に関心を寄せておりますので、将来は中国法務分野で自分にしか出せない色を当事務所でも出していけるよう鋭意努力してまいりたいと思っております。

また、上記の心がけと同時に絶対に忘れてはならないのが、「自分を頼ってくださった依頼者の方々に全力で守り抜く姿勢」を生涯貫き続けることでもあります。常にこの初心に立ち返り、謙虚な姿勢で執務に取り組ませていただく所存です。

以上の決意を胸に、今後の一日一日を無駄にせぬよう執務に精進して参りたいと思っておりますので、何卒宜しくお願ひ致します。





弁護士  
加藤 幸江  
(かとう・さちえ)

〈出身大学〉  
早稲田大学法学部

〈経歴〉  
1971年4月最高裁判所司法研修所修了(23期)  
検事任官(東京地方検察庁、福島地方検察庁)  
1974年  
大阪弁護士会登録  
1983年  
中央総合法律事務所入所  
日本工業所有権法学会監事  
日本弁理士会の特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修講師(平成15年~21年)(商標担当)  
日本知的財産仲裁センター調停人・仲裁人候補者

〈取扱業務〉  
知的所有権、民事法務、家事相続法務、独禁法



弁護士  
古川 純平  
(ふるかわ・じゅんぺい)

〈出身大学〉  
北海道大学法学部

〈経歴〉  
2007年9月最高裁判所司法研修所修了(60期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、会社法務、家事相続法務

## 企業秘密の保護と不法行為責任

### 1 はじめに

企業の固有の技術やノウハウといったいわゆる企業秘密が流失することによる企業の損害は計りしれないものがあります。そこで、不正競争防止法は、一定の企業秘密を「営業秘密」として、「営業秘密」にかかる不正競争行為(法第2条第1項第4号乃至9号)に対して、差止(第3条)や損害賠償(第4条)、刑事罰(第21条、第22条)を認めることで保護を図っています。

ところで、法が言う「営業秘密」に該当するためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の要件を満たす必要があります(法第2条第6項)、とりわけ秘密管理性については、利便性との問題から、その要件を満たすことは容易ではなく、裁判例上も、秘密管理性が認められずに「営業秘密」に該当しないと判断される例が多くなっています。

では、企業秘密についてかかる秘密管理性が否定された場合の保護をどのように考えるべきでしょうか。

この点については裁判例でも考え方が明確に定まっているとはいえ、これまであまり検討されてきた分野とも言えません。そこで、本項では、以下「秘密管理性」について述べた上で、「秘密管理性」を欠く場合に不法行為責任等が認められるかについて、裁判例を紹介し、企業として採るべき対応を検討します。

### 2 秘密管理性

#### (1) 秘密管理性の意義

秘密管理性については、裁判例上、事業者が主観的に営業秘密であると考えているだけでは足りず、(i)情報の秘密保持のために必要な管理をしていること、(ii)アクセスした者にそれが秘密であることを認識できるようにされていることが必要であるとされていますが、具体的に、どのような管理方法を行ってれば秘密管理性を満たすかは、一義的ではありません。

#### ☒(2) 経済産業省制定の「営業秘密管理指針」

秘密管理性を考えるにあたっては、経済産業省が平成15年1月30日に制定(平成17年10月12日、平成22年4月9日改訂)した「営業秘密管理指針」が参考になります。同指針では、「営業秘密の管理のために実施することが望

ましい秘密管理方法」として、以下の各項目を挙げ、当該項目毎に具体的な説明を加えています。なお、かかる項目を全て満たす管理方法を選択しなければならないという趣旨ではなく、事業規模や、当該情報の内容や、性質等によって合理的な管理方法を採用していれば秘密管理性が認定されることになるとされています。

#### 記

- ①情報の区分・秘密指定
- ②アクセス権者の指定
- ③秘密表示、分離保管
- ④媒体の保管、持ち出し、複製の制限、廃棄
- ⑤施設等の管理
- ⑥マニュアルなどの設定
- ⑦アクセス及びその管理者の特定・限定
- ⑧外部からの侵入に対する防御
- ⑨データの消去、廃棄
- ⑩従業者等に対する教育・研修の実施
- ⑪就業規則・契約等による従業者、退職者等への秘密保持の要請
- ⑫派遣従業者、転入者、取引先への秘密保持の要請

#### ☒(3) 秘密管理性と利便性との対立

上記指針においても、秘密管理性を満たすための要件を一義的に規定しているものではなく、結局のところ個々の事案毎に判断せざるを得ません。企業としては、秘密管理性を認められやすくするために、管理をできる限り厳重にしたいところでしょう。しかしながら、秘密情報をあまりに厳重に保管しすぎると、従業員が日々の業務において利用することに困難を伴うことになり、利便性が失われ、企業の効率的な活動を妨げることとなります。企業の悩みとしては、まさに「営業秘密として保護したいが、使い勝手が悪くなるのは困る。」というものです。営業秘密の保護と利便性の対立が生じる場面です。

最終的には、当該情報の内容、性質、重要性、企業の規模等を踏まえて、管理方法を決することになるのですが、少なくとも、当該情報の使用にあたって「面倒だ」と思わないような管理方法であれば、「秘密管理性」の要件を満たすことは困難であると言えます。

### 3 不法行為責任

上記のとおり、秘密管理性と利便性の対立から、企業が秘密情報について完璧に秘密管理を行うことは難しく、一定の情報については、秘密管理性を欠く自体が生じます。そのような情報が不当に流失した場合、対抗手段はないのでしょうか。例えば不法行為責任を追及することはできないのでしょうか。

この点に関しては、不正競争防止法と、民法上の不法行為責任(民法第709条)との関係をいかに解するかで結論も異なります。

#### ☒(1) 民法第709条適用否定説

「市場での競争は自由であるとの原則からすれば、他人の営業秘密を取得し、使用する行為等も本来自由である(不法行為とはならない)が、一定の要件(情報内容や、態様等)を満たす場合には、営業秘密を保護する必要があるため、不正競争防止法において営業秘密保護のための条項が規定された」と考える見解においては、当該行為がそもそも正当な競争行為とは認められないといった例外的な事情がない限り、不法行為にも当たらないという結論が導かれると考えられます。

#### ☒(2) 民法709条適用肯定説

他方、「民法第709条の要件を満たす限り、損害賠償請求権は発生するのであり、不正競争防止法上の営業秘密保護の条項は、一定の要件(情報内容や、態様等)を満たす場合には、損害の推定等で民法よりも厚く保護することを目的として規定されている」との考えもあります。

かかる見解からすると、民法第709条に基づく請求は、あくまで同法の要件を満たすか否かによって判断されるものであり、秘密管理性、有用性、非公知性の要件も、民法第709条の要件(権利または法律上保護された利益や因果関係)を検討する上で、一つの事情となるものと考えられます。すなわち、秘密管理性については、他の情報より厳重に管理されていれば客観的価値が高いことを推認させ、逆であれば、客観的価値が乏しいことを推認させるものであって、「秘密管理性」の要件を欠くことが直ちに不法行為の成立を否定するものではないという結論が導かれます。

#### (3) 裁判例について

裁判例としては、上記のいずれにもたつものが見られますが、最高裁の判断はまだ出ていません。民法709条適用否定説の裁判例は、「ことさら相手方に損害を与えることのみを目的として行われた」か否かが一つのメルクマールとなっているようです。秘密管理性を満たさない情報の保護に関しては、いずれの見

解もありうるところですが、少なくとも実務においては、秘密保有者側からすれば、「営業秘密」に該当するとして不正競争防止法に基づく請求を行うのとは別に、不法行為に基づく請求も行っておく必要があるでしょう。

### 4 秘密情報をより確かに保護するために

(1) 前述したとおり、秘密管理性を欠く場合の不法行為責任については、裁判例は結論が別れています。従って、企業にとって重要な情報については、やはりある程度利便性を犠牲にしても、可能な限り「秘密管理性」を満たすような管理を行うことが必要です。これまで「秘密管理性」を意識していなかった企業の場合には、いきなり完璧な「秘密管理」を行おうとしても実行性が乏しいこともありうるので、まずは、自社の管理状況を把握の上、利便性を犠牲にしてまで保護すべき情報を選別し、社内の意識改革を行い、当該情報については秘密管理を徹底することから始めましょう。

#### ☒(2) 秘密管理性を認められるために

- ①施設面の管理体制の検討  
入退館者の管理、施設・室内・収納場所の施錠、鍵の保管者、アクセス者の記録
- ②秘密の認識  
秘密としての表示(秘密の程度による区分)、管理場所へのアクセス制限

#### ☒(3) 営業秘密に該当しない情報の保護のための方策

- ①就業規則に秘密保持に関する条項を入れる。
- ②業務内容に応じて個々の従業員から企業秘密保持に関する誓約書を徴求する。
- ③退職者から秘密情報の完全なる返還、秘密保持の誓約等の書面を徴求する。
- ④秘密情報を取引先に開示する場合には、秘密保持契約書を締結する。

これらの措置を講じておくことにより、単なる不法行為責任だけでなく、就業規則違反、誓約書違反、秘密保持契約書違反に基づく責任追及が可能となり、情報保有者に対する抑止的効果が期待できます。







## シリーズ「事業承継」(5)

## 「種類株式の有効利用方法」

弁護士 岩 城 本 臣 弁護士 加 藤 幸 江  
 弁護士 村 上 創 弁護士 小 林 章 博  
 税理士 岡 山 栄 雄

## 【質問】

事業承継を検討する際、種類株式を有効に利用できるという話を聞いたことがあるのですが、具体的にはどのように利用をすることができるのでしょうか？

## 【解説】

## 1 種類株式の概要

(1) 株式会社の株主や投資家としては、会社支配に関し、様々な態様を求めるケースが生じるようになり、また、そうした株主や投資家からの資金調達を円滑に進めるために、株主や投資家のニーズに沿った権利内容の株式を設計する必要があります。

会社法は108条1項において、他の株式とは異なる権利内容を定められる事項を列挙しております。

事業承継に関係すると考えられる事項は次のとおりです。

- ① 剰余金の配当または残余財産の分配(1号、2号)  
 一般的には、優先株式(劣後株式)と呼ばれています。たとえば、普通株式を基準にして配当(または分配)比率等を有利(不利)にするという内容を定めることができます。
- ② 株主総会において議決権を行使することができる事項(3号)  
 一般的には、議決権制限株式と呼ばれています。  
 一切の議案について議決権がない完全無議決権株式、一定の事項についてのみ議決権を有する株式、完全無議決権ではあるが一定の条件の場合には議決権が生じるという株式等を設計することができます。  
 優先配当をする代わりとして議決権がない、という内容に設計されているケースも見受けられます。
- ③ 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること(6号 取得条項付株式)
- ④ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること(9号 役員選任権付株式)

(2) 種類株式を設計する場合には、会社法108条1項で定められている複数の事項について異なる権利内容を定めることが可能であり(たとえば、優先配当と議決権制限)、会社、株主、投資家のニーズに沿った設計が可能です。ただし、一方で、会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない(株主平等の原則、会社法109条1項)ことも求められておりますので、権利内容の差異があまりにも不合理にならないように留意する必要があります。

## 2 手続

種類株式を創設する場合には、会社法所定の事項及び当該種類株式の発行可能種類株式総数を定款で定めることが必要となります(会社法108条2項)。

すでに種類株式を発行している場合には、新たな株式の種類を追加する場合であって、当該種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類株主総会の決議が必要となります(会社法322条1項)。

## 3 事業承継との関係

(1) 創業者が100%の株式を保有している状態で、株式以外に相続財産はほとんどなく、相続人が長男、長女及び次女という事例を検討します。

長男は会社の専務取締役であり、創業者としては長男に事業を承継させたいと考えております。一方、長女及び次女は、会社の経営には全く関与しておらず、創業者としては自己が亡くなったあとも会社の経営の安定のために長女及び次女については会社の経営には関与してほしくないと考えているとします。

こうした場合、創業者が保有する株式の全部を長男に相続させるという遺言を作成することで、長男に対する事業承継を行うことは可能です。

しかし、一方で、株式以外に相続財産がないという状態なので、当該遺言の内容では、長女及び次女の遺留分を侵害することになります。したがって、長女及び次女から長男に対し、遺留分減殺請求がなされ、紛争に発展する可能性を秘めることとなります。また、創業者としては、会社の経営に安定を望みたいものの、父として、長女及び次女の経済基盤を確保してあげたいという思いも当然あるわけで、上記遺言の内容ではその思いも叶わないこととなります。

こうした場合、創業者としては、

- ① 定款変更によって、優先配当及び議決権なき株式を創設します。
- ② 自己の保有株式の3分の2を当該種類株式に変更します。
- ③ 普通株式(3分の1)は長男へ、種類株式は長女及び次女へ相続させる旨の遺言を作成します。

こうすることによって、創業者が亡くなったのちには、長男が会社を支配することができ、会社の経営の安定が図れます。また、長女及び次女については、会社が利益を上げる限り、長男よりも多くの配当を得ることができ、経済的基盤を確保することができます。さらに、議決権なき株式については、相続税評価において、普通株式と比較して、10%~15%程度の減価と考えられておりますので、遺留分の問題もクリアできる可能性が高いということになります。

以上のように、優先配当や議決権の制限に関し、種類株式を設計することによって、事業承継に備えることができるということになります。

(2) さらに、創業者として、会社の支配権については、長男だけに承継させたいが、その余の相続人について、優先配当だけではなく、役員報酬を支給することで経済的基盤を確保したいと考えている場合には、たとえば、上記のとおり、優先配当及び議決権なき株式を相続させるだけではなく、役員選任権付株式を創設し、長男以外の相続人に相続させるということも考えることができます。

つまり、種類株式の権利内容として、取締役1名を選任できるという役員選任権付株式を設計し、これを長男以外の相続人に相続させることで、会社を支配できる長男以外の相続人も会社の取締役になることができる権利を確保し、会社の経営に一定の関与をして、役員報酬を得ることで、経済的基盤を確保できることとなります。

このように単純な事業承継という観点だけではなく、相続人間の公平を保つという観点からも種類株式を利用することを検討できるのです。

(3) 実際の案件は、上記事例に比して、株式の分布状況、相続財産の全容、相続人の数や会社との関係性等が個別的であって、より複雑であることは相違ありません。

種類株式は事業承継を解決する上で利用できるひとつのツールにすぎませんが、使いようによっては便利なツールですので、ご紹介させていただく次第です。



# 消費者庁における集合訴訟制度導入の検討・議論状況

弁護士 金澤 浩志



弁護士  
金澤 浩志  
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
2004年10月最高裁判所  
司法研修所修了(57期)  
中央総合法律事務所入所  
2008年4月信託法学会入会

〈取扱業務〉  
企業法務、  
金融法務・ファイナンス、  
M&A・企業再編、  
民事・商事法務

1 本年9月、消費者庁の下に設置された集团的消費者被害救済制度研究会が、報告書を発表しました<sup>1,2</sup>。同報告書においては、集团的な消費者被害に対応するための『集合訴訟制度』について検討がなされ、4つの手続モデル案が示されています。その中には、アメリカにおけるクラス・アクション制度を参考にしたとされるモデル案も含まれており、このような制度が導入されることとなると、そのインパクトは相当大きなものがあると思われますので、その検討・議論の状況についてご報告いたします。

2 報告書では、概要、次のような4つの手続モデル案が示されています。

## (1) A案

- ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が当該訴訟追行の許可・不許可を決定する。
- ②認容判決においては、対象消費者の範囲を特定し、責任原因及び(可能ならば)債権額の計算方法について確認判決を行う(一段階目の判決)。対象消費者に不利な判決の効力は対象消費者に及ばない。
- ③認容判決が確定した場合には、公告をする。
- ④対象消費者の債権確定手続を行うが、当該手続で確定されなかった請求については、二段階目の判決を行う。

## (2) B案

- ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が当該訴訟追行の許可・不許可を決定する。
- ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、除外の申出(オプト・アウト)の機会を与えるために、通知・公告をし、対象消費者は、一定期間までにオプト・アウトを行う。
- ③認容判決においては、対象消費者の範囲を特定し、責任原因及び(可能ならば)債権額の計算方法について確認判決を行う(一段階目の判決)。判決の効力は、オプト・アウトをしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。
- ④認容判決が確定した場合には、公告をする。
- ⑤対象消費者の債権確定手続を行うが、当該手続で確定されなかった請求については、二段階目の判決を行う。

## (3) C案

- ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が当該訴訟追行の許可・不許可を決定する。
- ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、オプト・アウトの機会を与えるために、通知・公告をし、対象消費者は、一定期間までに

オプト・アウトを行う。

- ③認容判決においては、対象消費者の範囲を特定した上で、対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を手続追行主体に支払うよう命ずる判決を行う。判決の効力は、オプト・アウトをしない限り、対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。

## (4) D案

- ①手続追行主体が訴訟を提起し、裁判所が当該訴訟追行の許可・不許可を決定する。
- ②訴訟追行の許可決定が確定した場合には、申出(オプト・イン)を促すため公告を行い、対象消費者は、一定期間までにオプト・インを行う。
- ③認容判決においては、個々の対象消費者を特定し、対象消費者毎の債権額を特定する。判決の効力は、オプト・インした対象消費者に有利にも不利にも及ぶ。

3 上記手続モデル案のうち、特に、A、B、Cの各案については、現在の法制度と相当程度異なる点が多く、報告書においても、その制度的な建付けに関する理論構成や手続追行主体の要件、対象とすべき事案等については、引き続き議論・検討すべき課題とされています。この集合訴訟制度については、一般からの意見募集が行われ、その概要が公表されていますが<sup>3</sup>、集合訴訟制度の導入自体について賛否両論あるようであり、また「濫訴の防止策を講じるべき」であるとか、「消費者が自己の権利・利益を自らの意思によらずに処分されることのないように十分に配慮した制度設計にする必要がある」といった意見が示されています。

確かに、集合訴訟制度を導入することによって、従来、被害額に比し訴訟費用の負担が高額となり過ぎるといった観点から、消費者個人が訴訟提起することが躊躇われた事案に関しても、被害回復を図る途が開かれることとなります。しかしながら、他方で、当該制度が対象とする事案は極めて広汎となる可能性があり、その建付次第では、事業者の経済活動に多大な影響を及ぼすこととなりますので、消費者被害救済の観点とバランスを採った議論がなされることが望ましいと考えます。

1 <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf>

2 <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914materials.pdf>

3 <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/101027ikenbosyu-summary.pdf>





弁護士

角野 佑子  
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉  
関西学院大学法学部

〈経歴〉  
2008年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新61期)  
愛知県弁護士会登録  
2009年8月  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

# 自動車代金を立替払した者が販売会社留保の所有権を 別除権行使することの可否

(最高裁平成22年6月4日第二小法廷判決)

弁護士 角野 佑子

## 1 〈はじめに〉

民事再生手続における権利行使のための登録の可否について判断するとともに、三者契約における契約解釈も示しているものであり、実務上重要な意義を有すると思われるため紹介する。

## 2 〈事実関係〉

Y(購入者)は販売会社から自動車を購入する際、X(信販会社)を含めた三者間において、①自動車の残代金をXが立替払いすること、②Yは残代金を含めた手数料額を分割してXに支払うこと、③Yは自動車の登録名義いかなを問わず、販売会社に留保されている所有権はXが立替払いすることによりXに移転し、立替金等を完済するまでXに留保されることを承諾すること、④Yが期限の利益を喪失した場合には、直ちにXに本件自動車を引き渡し、Xが本件立替金等債務に充当できること等を内容とする三者契約を締結した。

自動車については、所有者を販売会社、Yを使用者とする登録がされている。その後、Yは期限の利益を喪失し、民事再生手続が開始された。

Xは留保した自動車の所有権に基づき、別除権を行使して引き渡しを求めたところ、Yは自動車の所有者として登録されているのは販売会社であるため、民事再生法45条2項により別除権の行使は許されないと争った。

## 3 〈本件の争点〉

自動車の売買代金を立替払いした者が、販売会社に留保されていた自動車の所有権移転を受けたが、購入者に再生手続が開始された時点で所有者としての登録をしていない場合に、販売会社が留保した所有権を別除権として行使することができるかが争われた。

## 4 〈参照条文〉

民事再生法45条(開始後の登記及び登録)、53条(別除権)

## 5 〈判決内容〉

### (1) 本判決要旨

自動車の購入者から委託されて販売会社に売買代金の立替払をした者が、購入者及び販売会社との間で、販売会社に留保されている自動車の所有権につき、これが立替払いにより自己に移転し、購入者が立替金及び手数料の支払債務を完済するまで留保される旨の合意をしていた場合に、購入者にかかる再生手続が開始した時点で、自動車につき立替払をした者を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がなされていても、立替払をした者が本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。(第

一審同旨)

### (2) 原審判決

Xが販売会社に立替払いすることにより、弁済による代位が生じる結果、販売会社が留保していた所有権は、販売会社のYに対する残債権とともにXに移転するのであって、本件三者契約はそれを確認したものであるから、Xがこの留保所有権を主張するについては、販売会社において対抗要件を具備している以上、自らの取得について対抗要件を具備することを要しない。

## 6 〈本判決の理由〉

三者契約は、弁済による代位として残代金債権とともに自動車について留保された所有権がXに移転することを確認したのではなく、Xが手数料を含む本件立替金などの債権を担保するために販売会社から本件自動車の所有権の移転を受けて留保することを合意したものと解され、再生手続が開始した場合に再生債務者の財産について別除権の行使が認められるには、手続開始時にその担保権について登録などを具備している必要があり、本件においてXを所有者とする登録がなされていない以上、別除権行使は許されない。

## 7 〈検討〉

### (1) 所有権留保の扱い

倒産手続上、所有権留保は担保権であり、別除権として扱うとする考えが実務上定着している。

本件は、いわゆる譲渡担保の構成ではないものの、その実質をみれば担保権として留保された所有権の行使であり、その行使をするには、対抗要件である自動車登録の移転が必要であるとの帰結をとったものと考えられる。この点、本判決は信販会社に対抗要件の具備をせまるものといえる。

### (2) 契約解釈

本判決は、2記載の契約内容によると、Xの権利行使は、Xが自らの利益として得る手数料額を含む立替金等債権を想定しており、手数料額を担保し得ない弁済による代位の構成は当時者の合理的意思に反するものであると判断している。

本件のように手数料額が含まれない場合で、代位により移転する債権に随伴して留保された所有権が移転すると解することができる場合には、当該所有権の取得にかかる対抗要件は不要であると解する余地もあるが、この点については再生債務者の第三者性の議論も含め議論が残されている。

## 8 〈参照雑誌〉

金融・商事判例1353号31頁以下  
判例タイムズ1332号60頁以下





弁護士  
小林 章博  
(こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1999年 4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(51期)  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)  
2005年 3月  
2級ファイナンシャル・プラン  
ニング技能士  
2007年 4月～現任  
関西学院大学専門職大学院  
経営戦略研究科兼任講師  
(「金融商品取引法」担当)  
2007年 6月～現任  
国家検定金融窓口サービス  
技能検定委員  
2009年 11月  
京都弁護士会登録  
2010年 4月～現任  
京都大学法科大学院  
非常勤講師

〈取扱業務〉  
会社法務、商事法務、  
民事法務、倒産法務、  
金融法務、家事相続法務、  
資産設計提案業務

## 京都事務所だより 3

### 中国とのかかわり

弁護士 小林 章博

前回、このコーナーで京都の通り名のお話をいたしました。ご承知のとおり京都市内中心部は今でも碁盤の目の状態に通りが走っています。これは、794年に桓武天皇が唐の都「長安」の条坊制をモデルに平安京を建設した名残です。かつて日本は、600年頃から菅原道真の建議より894年に廃止するまでの数百年間にわたって、中国に遣隋使、遣唐使を派遣し、中国の技術や文化の輸入、また海外情勢の把握等に努めるなど、中国とは密接な関係を有していました。ちなみに、現在、京都市は中国の西安市(※旧「長安」と姉妹都市として定期的な交流が続いています。

中国との関係について、何かと問題が指摘されることもありますが、歴史的にみてもこのように極めて長い関係を有しており、切っても切れない関係といえるでしょう。特に最近では中国の急激な経済発展にあわせて、単なる生産拠点としての関係から、商品を売るマーケットとして関係を持つ機会が飛躍的に増大しています。京都の企業もその例外ではなく、現在、官民「オール京都」体制で、京都企業の中国ビジネスのバックアップ体制の構築が進められています。具体的には、京都商工会議所に「中国ビジネス相談デスク」が開設され、中国を中心とするアジアビジネス展開やビジネス交流、販路拡大などを支援するため、中国ビジネスに精通した専門家をアドバイザーとしてネットワーク化して会員企業からの相談に対応しています。また、2010年10月には京都商工会議所と京都府の産業支援組織の京都産業21は、上海市に「京都府上海ビジネスサポートセンター」を開設し、中国の市場開拓を目指す京都企業のビジネス展開支援を行うとともに、同センターに寄せられる各種案件をサポートするためのネットワークとして「京都企業支援ネットワーク」が発足しました。

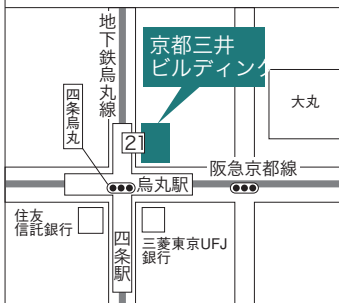
私も京都に拠点を置く法律事務所として、是非とも京都企業が中国やアジア地域での取り組まれるビジネスのお手伝いをさせていただきたいと考えております。幸い弊事務所には現在上海の法律事務所での研修中の顧曉(中国律師)が所属しておりますし、また2010年4月には世界約170カ国の法律事務所から構成される世界的な法律事務所のネットワークであるGLOBALAW(グローバルロー)に加盟するなど、中国だけではなくより広くアジア地域全般に関する法律相談を受けられる体制を構築しており、クライアントの皆様からのご相談に対応してきた経緯がありました。そこで、私は顧曉律師とともに「中国ビジネス相談デスク」のアドバイザーという形でご協力させていただくとともに、「京都企業支援ネットワーク」にも参加させていただくなど、各種取組にご協力させていただいております。

また、2010年10月18日に上海で開催された「京都府上海ビジネスサポートセンター」の開所及び「京都企業支援ネットワーク」の設立総会にも顧曉律師とともに参加いたしました。が、すでに早くから中国に進出されている京都企業の方々をはじめ、京都の金融機関、京都府や京都商工会議所の関係者等が多数出席されており、まさに「オール京都」として積極的に中国ビジネスをサポートしていこうとする意気込みが感じられ、大変有意義な機会となりました。また、上海出張にあわせて顧曉律師が執務中の錦天城法律事務所を訪問し、模倣品対策等の点について貴重な意見交換を行いました。

上記のような中国ビジネスへのサポートのみならず、京都事務所にはニューヨークから帰国した藤井弁護士も常駐しています。京都事務所は、これからは皆様のニーズにあわせて、幅広い国際案件にも対応できる法律事務所へと発展させていきたいと考えています。



錦天城法律事務所にて。  
右端が顧曉律師、右から2人目が小林。



#### 京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結



処理の困難な民事事件で、甲裁判官が担当している間ははかばかしい進展が見られなかったのに、異動で乙裁判官に交代した途端、打って変わったような進展を見せ、通常の経過をたどって判決に至る、或いは和解ができることがあります。

事件の進行がもたつく理由はいろいろありますが、多く見られるのは、両当事者の呼吸がとことん合わないとか、主張が大風呂敷すぎるなどの理由で、主張や証拠の整理がうまくいかず、その事件に相応しい審理方法が確立しなかったことによるようです。

原告被告の相反する要請を飲み込みながらその事件に相応しい審理方針を立て、当事者の納得を得られれば、その事件についての法廷慣行が成り立って、膠着していた事件でも、もつれた糸をときほぐしたようにスッキリし、スムーズに流れ出します。

乙裁判官はもつれた糸を解きほぐしたのですが、その技倆は何によるのでしょうか。

うまく説明できませんが、比喩的に言いますと、その事件に相応しい「舟」を造って、それに裁判官も当事者も乗ることができたからと言ってよいでしょうか。敵対する者同士が同じ場所で協力するという意味の「呉越同舟」が成ったということです。この舟(「同じ土俵に上がる」の土俵とも言えますが、裁判には方向性が必要ですから、舟の方が適切です)は、手続を主宰する裁判官が造って提供しなければなりません。その舟には両当事者が乗る予定ですから、造る際に両当事者の意見や立場を十分に観察しておくことが肝要です。

その舟を造るには、法律的な素養と経験の外に、全人格などところから出てくる要素が重要です。温かさや熱意、迫力も内容になる「人の器」が求められるのだと思います。

◇ ◇ ◇  
「人間の器量」(福田和也著、新潮新書)には、帯に「なぜ日本人はかくも小粒になったのか」とあり、著者は「政界、官界、財界、どこを見回しても人物というほどの人はいないではないですか。言論界も同じようなものです」と慨嘆します。そして、大人物の例として西郷隆盛、伊藤博文、原敬、松永安左衛門、山本周五郎らを挙げています。ここで言われる器の大きさの具体的な内容は、清濁合わせ飲むような、ほうようとした、目先のことにとらわれずに先を読む力、実行力を持つ人のようです。そして、器量を大きくする五つの道として、「修行する」「山っ気をもつ」「ゆっくり進む」「なにももたない」「身を捧げる」を挙げています。

もっとも、裁判上必要な「人の器」はもう少し小振りというか、異なったものだと私は考えています。あえて名付ければ「裁判官の器量」とでも言いましょうか。

◇ ◇ ◇  
強制的に争いを解決する裁判と違って、合意で争いを終結するところから条理にかなない実情に合った解決ができる調停では、どのようになるのでしょうか。

合意を斡旋するのが民間人である調停委員なのですが、相争っている双方を説得し、上記のような舟を提供し、呉越を同舟させるためには、裁判で要求されるような「人の器」が必要になります。それだけではありません。裁判ならば拒まれても、無理矢理に同じ舟に乗せてしまう手だてが与えられています。また証拠

調べをして判決をすれば、真の解決になるかどうかはともかく、事件は終結します。しかし調停では、当事者の話を聴いて説得し合意に達しなければ事件は落ち着きません。しかも調停委員には裁判官に与えられているような強制的権限は一切ないのです。おのずから調停では裁判の場合より乗りやすい舟を提供することが要請されます。そのために調停委員が備えるべき資質と素養はどういうものでしょう。

◇ ◇ ◇  
民俗学者の宮本常一著「忘れられた日本人」(岩波文庫)に易者の話が載っています。以前には農村や漁村に易者が滞在することがありました。その易者は、その地の日常生活の全般、農業や漁業のやり方等について、なんでも知っており、みずからも調べ、長年にわたるいろんな相談を通じて実地に知識を増やしていく存在です。だから相談に対して実情に合った的確な易、つまり答えが出せる。それで広い地域で厚い信用を受けています。ひと所にしばらく滞在して、次の村に呼ばれて行き、滞在します。易者が金持になるようでは私心があって本物ではないとのことで、貧乏だが食うには困らぬというところに留まっているのが本物だそうです。街角で占っているような易者は易者ではないと言います。調停委員が相談に乗ることはないのですが、この易者のような素地を持っていると舟造りの上でも、説得のうえでも力を発揮することでしょう。

案件は多様な上、もともと合意ができず紛争になっているのですから、合意の成立は至難です。調停委員の過去の経験だけで対応するには無理があります。プラス・アルファの力が必要になりますが、どうすればこういう力が身につくのでしょうか。

この点では、坂本龍馬が仇敵同士と言ってもよい関係にあった薩摩と長州を説き薩長連合を成立させたことが参考になります。その成功の要因は、①龍馬の無私であり、②龍馬に「新しい日本の創造」という志があったことであり、③命をかけても薩長連合を成立させるという強い意志があったことだと言えるでしょう。調停に当てはめると、①からは最高の解決案ができますし、信頼を獲得できます。③は言うまでもないことです。

②については、「新しい日本の創造」という目標を「理想の日本の創造」と読み替えて調停の志を築くとよいと思います。新しい日本は龍馬らのお蔭で創造されたのですから、次はその理想化になる筋合いです。すなわち、調停は「和を以て貴しとなす」という日本古来の習俗に合致しますし、合意で紛争を終結させることは真の解決をもたらすものです。それに、紛争を強制的に解決するのではなく、条理にかなない実情に合う形で自主的に解決する範囲の広い社会の方が、そうでない社会より文化度が高いのですし、「法の支配」の実質化ができるのですが、そういう文化は調停こそが醸成できるものなのです。これこそ「理想の日本の創造」と言えるのではないのでしょうか。

以上の三つの要因を備えることは、個々の事件の解決の上でも、調停委員の器を大きくする上でも、少なからず役立つことだと思います。



# 人間関係における「共有の法則」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄



税理士 岡山 栄雄  
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

〈出身地〉  
高知県四万十市

〈主な経歴〉  
大阪国税局 総務部 企画課長  
大阪国税局 査察部 管理課長  
大阪国税局 査察部 次長  
国税不服審判所 審理部 副審判官  
福知山税務署 署長  
南 税 務 署 署長

〈現職〉  
近畿税理士会 理事  
(社)北納税協会 監事

〈中央総合会計事務所〉  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 1 人間関係の法則

私は、国税関係の組織人として四半世紀以上を過ごしてきました。組織人として最も難しい問題は、組織における人間関係だと思えます。「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。」(草枕)のとおりです。人間関係の法則は、お互いに共通する事項を大切に「類似の法則」、会食など楽しい時間を重視する「樽俎の法則」、加えて、お互いの価値観、目的、情報を一致させる「共有の法則」があります。今回は、共有の法則について述べます。

## 2 価値観の共有

人間は、個々人によってそれぞれ「価値観」が異なります。枝葉末節に拘る緻密な人がいるかと思えば、大雑把で基本的な考え方をしている人がいます。また、物事を短絡的に考える人がいる一方、何事にも長期的な物の見方をしている人がいます。また、全てを裏面から穿った見方をしている人がいるほか、表面から几帳面に判断している人がいます。このように人間は、持って生まれた性格や育った環境から価値観や物の考え方が大きく異なります。したがって、人間関係においては、自分と他人との生活信条や人生観など相互に一致したところを見つけて価値観の共有を図る必要があります。

## 3 目的の共有

組織には一定の「目的」や使命があります。家庭には家族みんなが幸福を追求する目的があります。自宅の建設、子供の入学試験など家族の共通目的があると仲良くなれます。学校も同様です。クラブ活動の競技大会で優勝を狙うような目標があると部員同士の親近感が倍増します。企業も組織としての事業目的があります。特に共通の目的、目標が明確な軍隊式の組織では、同

じ釜の飯を食った仲間として親しくなれます。国民も共通の目的があるときは緊密感が高揚します。オリンピックやサッカーのワールドカップの応援状況を見れば明らかです。したがって、組織に属する人は、お互いの目的や使命を共有することによって人間関係を構築することです。

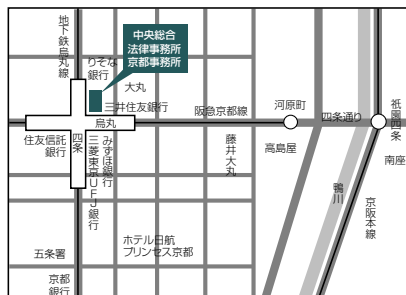
## 4 情報の共有

情報の共有には、まず、①「個別情報」の共有があります。企業間においては、取引先と仕事や商品に関する情報を共有すると親しくなれます。職場の同僚は、仕事上の情報やノウハウを共有することによって仲間意識が生じて親しくなれます。また、②「言語情報」の共有があります。人間は、相手方と言語による意志の疎通ができないと親しくなれません。得意先とは業界の専門用語を共有することによって仲良くなれます。職場独特の略語や隠語で話ができると、特に親密な関係が醸成されます。更に、③「秘密情報」の共有があります。企業内においては企業秘密を共有すると親しくなれます。個人間においても秘密情報の共有関係があります。恋人など男女関係は他人に知られない秘密を共有すると親しくなれると言われています。

## 5 人間関係の構築

家庭や学校などにおける人間関係は、価値観や目的を共有することによって人間関係を良好に保つことができます。また、企業などの組織においては、目的や情報を共有することが人間関係を構築するための一番の方法です。敵対企業の社員も、企業同士が経営目的から業務提携をするなど仲良くなれます。得意先とは商品情報や製造ノウハウを共有すると取引関係がスムーズに進展するとともに、お互いの人間関係も良くなります。組織に属する人は、人間関係における「共有の法則」として、価値観、目的、情報を共有することによって、より良い人間関係を構築する必要があります。

弁護士法人 中央総合法律事務所 <http://www.clo.jp>



■京都事務所  
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル  
長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
TEL.075-257-7411(代表) FAX.075-257-7433



■大阪事務所  
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル11階(受付5階)  
TEL.06-6365-8111(代表) FAX.06-6365-8289



■東京事務所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号  
NBF日比谷ビル11階  
TEL.03-3539-1877(代表) FAX.03-3539-1878

### ●所属弁護士等

- |             |            |  |                     |           |           |            |
|-------------|------------|--|---------------------|-----------|-----------|------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎  | 弁護士 岩城 本臣  | 弁護士 森 真二                                 | 弁護士 加藤 幸江           | 弁護士 村野 譲二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘   |
| 弁護士 中務 正裕   | 弁護士 中務 尚子  | 弁護士 村上 創                                 | 弁護士 小林 章博           | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘  |
| 弁護士 國吉 雅男   | 弁護士 瀧川 佳昌  | 弁護士 堀 貴博                                 | 弁護士 衛藤 祐樹           | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 中野 清登 | 弁護士 吉田 伸哉  |
| 弁護士 田口 健司   | 弁護士 平山 浩一郎 | 弁護士 古川 純平                                | 弁護士 松本 久美子          | 弁護士 稲田 行祐 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作  |
| 弁護士 角野 佑子   | 弁護士 太田 浩之  | 弁護士 中村 健三                                | 弁護士 大槻 幸弘           | 弁護士 大平 修司 | 弁護士 藤田 雄一 | 弁護士 西下 祥平  |
| 客員弁護士 川口 富男 | 客員弁護士 岡村 巨 | 外国法実務士 アダム・ニューハウス<br>(アメリカ・ニュージャージー州弁護士) | 外国法実務士 顧 曉<br>(中国籍) | 法務部長 寺本 栄 | 法務部長 角口 猛 | 法務部長 野草 弘嗣 |